

- (一) 三合 八十回以下ノモノ一割五分
- (二) 従業員ノ整理ヲ為サレルコト
- (三) 勤務時間ヲ短縮シ公休日数ヲ減スルコト
- (四) 退職手当規定ヲ改正セサルコト

以上

5. 5. 28  
1208

海軍第一大臣  
昭和十一年五月廿七日

参観總監 九山 篤吉

内務大臣 安達 藏藏殿  
社会局長 長官殿  
各廳府局長 官殿

北海道庁長官殿  
支庁長官殿

青森電氣鐵道株式會社ノ紛議之期スル件 (身重リ解決)

要旨、無任在案紛議ハ其治勞賃額方ノ交渉以爲主トシ其旨早朝  
 議案自ラ會同ハ其旨早朝議案自ラ會同ハ其旨早朝議案自ラ會同  
 標記會社ノ紛議ニ付、ハ其旨早朝議案自ラ會同ハ其旨早朝  
 張狀案十十判覆書以行ノ原案ヲ妥ムニ至リ、ハ其旨早朝  
 田滿解決ヲ告ケ、ハ其旨早朝議案自ラ會同ハ其旨早朝

A